



# 衛生だより

北部家畜保健衛生所  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1  
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996  
夜間・休日緊急(転送されます)  
(公社)千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

今年度より、定期報告が未提出の方は  
補助事業・交付金・制度資金が利用できなくなる  
恐れがあります。



いざという時に困らないよう速やかに提出してください

※本案内は、既に定期報告書を提出済みの方にもお送りしています。

★用紙をなくしてしまった方は・・・

千葉県畜産課ホームページ↓↓↓



←QRコードからも  
サイトにとべます！

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/siyouseiseikanrikijun.html>

からExcelファイルをダウンロードできます。

## 飼養衛生管理基準遵守状況確認書について



補助事業・交付金・制度資金を利用するときは  
「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」が必要になりました！

(当面の間、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、及び七面鳥が対象。  
牛、めん山羊及び馬は対象外です。)

①家畜の所有者等は、補助事業、交付金、制度資金の申し込みをする前に、  
家畜保健衛生所に対して「確認書」の交付を申請

②家畜保健衛生所は、定期報告書及び過去の巡回記録を確認

**注意**  
定期報告未提出  
↓  
確認書交付不可  
↓  
補助金等は  
利用できません

③飼養衛生管理上の問題がなければ、確認書を交付  
⇒補助金、交付金、制度資金の申請が可能！

④定期報告書に不備がある場合や、飼養衛生管理上の問題が  
ある場合は、追加の調査や、「改善方針」の作成が必要

**注意**  
定期報告の不備  
飼養衛生管理基準不遵守  
↓  
確認書の交付に  
時間を要することがあります

⑤妥当な改善方針であれば、確認書を交付  
⇒補助金、交付金、制度資金の申請が可能！

⑥改善方針の内容によっては、確認書の交付不可  
⇒補助金、交付金、制度資金は利用できません！



# 世界各地で アフリカ豚熱 発生中



日本への侵入を防ぐためには…

- 汚染された肉製品を日本に持ち込まない。  
送ってもらわない。
- 発生国で豚やいのししに触れない。  
飼われている場所に行かない。

ワクチンや治療法もなく、ほとんどの豚が死亡する伝染病です。  
2007年、東欧、ロシアで発生後、拡大を続けています。



肉製品等の持込について

農林水産省 動物検疫所



国際郵便  
宅配便でも

海外からの  
技能実習生  
による持込みも

⚠️ 輸入検査を受けずに肉製品を持ち込んだ場合は、  
罰則（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）の可能性あります。  
（※法人の場合は5000万円以下）

⚠️ 国際郵便物内に肉製品が入っていた場合、速やかに最寄りの  
動物検疫所に届け出てください。  
届け出ず、検査を受けない場合は、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

### 動物検疫の輸入検査に係る不適切な事例

- 6回にわたり中国から国際郵便により豚肉加工品等約395kgを不正に持ち込んだ疑い・・・中国人3名を逮捕
- フィリピンから携帯品としてソーセージ等薬91.9kgを不正に持込み・・・日本人2名を逮捕
- ベトナムから携帯品として豚肉ソーセージ、豚肉調整品、犬肉、牛肉を不正に持込み・・・ベトナム人3人を逮捕

動物検疫所 成田支所

旅具検疫第1課 TEL 0476-32-6510 旅具検疫第2課 TEL 0476-34-2342